

冠省 当社は、貴殿が平成二十一年三月一七日付で衆議院総務委員会に提出された「かんぼの宿」売却問題について」と題する書面（「本件資料」）に関し、平成二十一年四月一日付で貴殿に請求書（「本件請求書」）を送付し、本件資料記載の事実誤認について訂正等を求めました。

本件資料が委員限りで配付される性格のものであったにもかかわらず、その記載内容を対象として直接貴殿に訂正を求めたことは、妥当性を欠くものであったと認識しています。また、当社といたしましては、本件請求書送付以前にも一度、貴殿に対し口頭で、本件資料には事実誤認があることをお伝えしていましたが、その後特段の話し合いを経ることなく本件請求書の送付に至ったことについては、性急に過ぎた面がありました。

ここに、陳謝申し上げます。

なお、本件請求書の送付には、以上の通り、手続的に適切でない点があったことに鑑み、同請求書記載の請求については、これを撤回することを申し添えます。

草々

平成二十一年四月二四日

日本郵政株式会社

取締役兼代表執行役社長

西川善文

町田徹殿